

## 様式2

## 随意契約結果表(委託等契約)

|               |  |
|---------------|--|
| 所属名           | 山梨県産業政策部産業政策課  |
| 契約締結年月日       | 令和6年7月29日  |
| 契約者名          | 株式会社日立ビルシステム 首都圏支社   |
| 契約名           | アイメッセ山梨管理棟エレベーター更新工事   |
| 契約金額<br>(税込み) | 24,640,000円  |
| 随意契約理由        | <p>当該エレベーターは、開館（平成7年）当初から設置されており、耐用年数を経過しているほか、現行の建築基準法による安全基準及び耐震基準に対応していない。</p> <p>また、令和6年10月から令和7年3月まで、空調設備等改修工事の施工により同施設は休館することとなっており、アイメッセ山梨の来館者の安全確保及び満足度維持の観点から、休館期間中である令和7年3月末日までに完了する必要がある。このことから、工期および稼働休止を短期間にするため、品質上更新が必要のない構造物を流用する「制御リニューアル工事」を行う。</p> <p>制御リニューアル工事は各メーカーが一体のシステムとして独自開発しており、既存機器と更新機器との接続にはメーカー独自の技術を要するため、主要機器の交換は既存機器を製造・設置したメーカー以外では施工できない。このことから、本工事については契約者以外による施工は困難である。</p> <p>このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工でその性質が競争入札に適しないもの」を適用し、随意契約とした。</p> <p>さらに、同様の理由により、山梨県財務規則第137条第3項に規定する「特別の理由がある場合」に該当するため、単独随意契約とした。</p> |
| 随意契約の適用条項     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号<br>山梨県財務規則第137条第3項   |